

独立行政法人改革等に関する分科会第1WG
第5回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

○座長 それでは「独立行政法人改革等に関する分科会第1WG」の第5回会合を開催いたします。

皆様方には、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、今後の独立行政法人制度・運用の見直しに当たりまして、その参考とするために、文部科学省より国立大学法人制度についてのヒアリングを行いたいと思います。

また、独立行政法人制度の改革の方向性についての討議を行います。

どうかよろしく願いいたします。

まずはじめに、資料の確認をさせていただきたいと思いますが、事務局から確認をお願いいたします。

○事務局 資料1が、文科省の国大のヒアリングの資料でございます。

以下、資料2-1から資料2-5は事務局でまとめたものでございます。

資料は、以上でございます。

○座長 お手元にある会議資料はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、文部科学省からヒアリングを行いたいと思います。

文部科学省の方に御入室いただきたいと思いますので、しばらくお待ちください。

(文部科学省入室)

○座長 本日は、御多用のところ、皆様方においでいただきまして、ありがとうございます。

冒頭、国立大学法人制度について、その制度創設に関する考え方、その目的・役割、公的な法人として適正性・透明性を確保するための具体的取組内容などにつきまして15分程度で御説明いただきまして、その後25分程度で質疑応答をしたいと思います。

それでは、文部科学省から御説明を15分程度でお願いします。

○文部科学省 ありがとうございます。

今の点に沿いまして、資料を御用意させていただいております。

「国立大学法人制度等について」という表題で幾つか資料を付けさせていただいております。その資料に沿いまして、簡潔に御説明をさせていただきたいと思っております。

では、資料の1枚目「国立大学法人制度等について」でございます。

この資料では、国立大学法人制度あるいは国立大学法人法ができた経緯でございますとか、主に一般の独立行政法人制度との違いといったことについて、簡潔に書かせていただいております。

1つ目の「独立行政法人制度との関係性」ということで、冒頭、1つのポツのところがございますけれども、この国立大学法人の法人化というものが平成16年にスタートいたしておりますが、冒頭掲げさせていただいておりますのが、この国立大学法人法の審議の際の提案理由説明による説明を抜かせていただいております。

国の機関として位置付けられている国立大学法人、従来は国立学校、国立大学として国の機関だったわけでございますが「国立大学法人等を法人化し、自律的な環境の下で国立

大学をより活性化し、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む、より個性豊かな魅力ある国立大学を実現することをねらいとするもの」ということをございます。

ここに書いてございますように、端的に申し上げまして、国立大学法人の制度、これは大学改革の一環として議論がスタートしているということがございます。

御参考までに、3枚めくっていただきまして、「国立大学法人化の経緯」ということで別添資料2をお付けさせていただいております。制度ができますまでの間の様々な閣議決定等々で、どのような考え方でこれが進んできたかということをもとめさせていただいております。

出発点は平成11年4月の閣議決定でございますが、枠の中に書いてございますように、「国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討」していくというようなものになってございます。このようなことで、文部科学省といたしましても、大学改革の一環として捉えていくという検討を進めてきております。

同じ資料、13年6月の閣議決定におきましても、「国立大学については、法人化して、自主性を高めるとともに、・・・民間的発想の経営手法を導入し国際競争力のある大学を目指す。」といったこと。それから、下の方にまいりまして、14年11月の閣議決定でも「競争的環境の中で世界最高水準の大学を育成するため、『国立大学法人』化などの施策を通して大学の構造改革を進める。」といった位置付けでございまして、大学改革という流れで検討されてきた経緯がございます。

資料の1枚目に戻っていただきまして、ポツの2つ目でございます。

ここにございますように、国の組織の一部を国から切り離して法人化する制度といたしましては、そのときから独立行政法人通則法それから個別法に基づく独立行政法人制度がございました。国立大学の法人化に当たりましては、ここに線を引っ張ってございますように、大学固有のものとしたしまして、学問の自由あるいはその精神に由来する大学の自治の趣旨といった、憲法上の要請を踏まえまして、大学の自主性・自律性といった特性に配慮しながら、高等教育・学術研究に対する国の責任を果たしていくという観点で制度設計を行っていったわけでございます。

主には、他の独立行政法人制度と制度設計の上で異なっている点として、ここに3つ抜かしていただいておりますが、「1）国立大学法人の学長の任命は国立大学法人の申出に基づいて行う」。

2）といたしまして、文部科学大臣が中期目標を定めるわけでございますが、それに当たっては国立大学法人から意見を聞いてそれに配慮して行うということ。

3番目、国立大学の評価につきましても、これは文部科学省に設けられております独立行政法人の評価委員会とは別途、国立大学法人評価委員会というものを設けております。

特に、ここでは教育研究といった面に関する評価につきましても、別の独立行政法人でございまして大学評価・学位授与機構が行います専門的な教育研究評価、その結果を尊重する。通常の管理運営は、国立大学法人評価委員会が行うわけでございますが、教育研究面

での評価は、別途、学位授与機構が行います専門家による専門的な教育研究評価の結果を尊重するといったものを導入しております。

今、3つ事例を申し上げましたが、その他の違いを、2枚めくっていただきまして、別添資料1でちょっと簡潔にまとめさせていただいております。

今、申し上げたこととも若干重複いたしますが、国立大学法人という制度が独立行政法人の制度とどう違うかということを対比させたものでございます。異なる制度設計になっている部分を表にさせていただいております。左側に国立大学法人、右側に独立行政法人の仕組みを書いております。

まず、2段目でございます組織運営でございますが、一般の独立行政法人は、法人の組織・運営・管理、これは役員以外は原則として法人の裁量に委ねるということになってございますけれども、国立大学法人の場合は「基本的な運営組織」として、ここがございます「役員会」、主に経営面を協議する「経営協議会」、主として教育研究面を協議いたします「教育研究評議会」、こういったものを各大学に置いて下さいという制度設計になってございます。

その下「長の任命」でございますが、独立行政法人の場合は主務大臣が法人の長を任命するという形になってございますが、国立大学法人の場合は、先ほど運営組織のところで置くことになっていると申し上げました運営協議会、その学外委員と教育研究評議会の代表者（各同数）からなる「学長選考会議」というものを設けてございまして、その選考に基づいて、まずは学長を学内で選んでいただきます。その選考に基づいて文部科学大臣がこれを任命するという仕方になっております。

一方、その下でございます「長の解任」についてでございますが、独立行政法人の場合、主務大臣は法人の長を業績悪化等の理由で解任することができるわけでございますが、このときも国立大学法人の場合は、まずは「学長選考会議」、その申し出によりまして文部科学大臣がその解任を行うということでございまして、いずれにいたしましても、長の任命、解任、そういった人事につきましては、まずは学内に設けられております「学長選考会議」の申し出、これを文部科学大臣が尊重して行うということになっているものでございます。

その下「中期目標」でございますが、右側にありますように、独立行政法人の場合は、主務大臣が中期目標を策定あるいは指示をするということでございます。中期目標期間は大体3～5年。中期目標の記載事項が法定されているということでございます。

一方で、国立大学法人は、この中期目標も大学の自主性の尊重といった教育研究の特性とか自主性の尊重という養成のために、文部科学大臣が各大学の意見に配慮しつつ定めるということでございます。ですので、割と大枠といたしましては、独立行政法人に指示をするといった独立行政法人の考えに対しまして、大学の意見に配慮するという違いがあるわけでございます。中期目標期間は6年となっております。

中期目標の記載事項としては、これは一般の大学で従来から取り組んでいることでござ

いますが、自己評価あるいは情報発信に関する事項を追加しておることがございます。

その下「評価」でございます。先ほど簡単に触れましたが、独立行政法人の評価は、独立行政法人評価委員会が評価いたしますけれども、国立大学法人の場合は、独立行政法人評価委員会とは別に設けられております「国立大学法人評価委員会」、これが大学評価・学位授与機構の行います教育研究の評価結果を尊重して、経営面も含めて総合的に評価していくという仕組みをとってございます。

それから運用面の配慮事項、一番下でございますが、これにつきましても、国立大学法人の場合は、一般の独立行政法人が業務運営における自主性の配慮ということがございますが、これに加えまして、国は国立大学法における教育研究の特性に常に配慮しなければならないといった形で配慮規定が設けられているということでございます。

もう一枚めくっていただきますと、別添資料3というところで「国立大学法人の仕組み」を簡単に図示した資料を付けてございます。

ただいま申し上げたことと重複してしましますが、「国立大学法人」と中央の枠の中にございます。国立大学法人の組織の中に、まず「学長」という枠がございますが、学長、理事、こういった役員を置くことになってございます。この学長と理事が役員会を構成するというところでございますが、この学長は、学長の上から矢印が出ておりますが、「学長選考会議」で選ぶということでございます。そして、その学長選考会議で選ばれた方を文部科学大臣が任命するという形になるわけでございます。

その枠の中の左右に「経営協議会」「教育研究評議会」といった、それぞれ主に経営面を審議する機関、それから教育研究面を審議する機関。こういった組織を置いてございまして、この教育研究、それから経営、それぞれの協議会及びその役員会といった組織の議論を重要事項については経た上で、トップである学長、大学の長でもございますし法人の長でもあるわけでございますが、この学長が意思決定をする仕組みというものが設けられておるわけでございます。

一つ、その紙の左の下の方に書いてございますが、法人化することで「非公務員型」ということになってまいります。従来は公務員であって、これは国の予算制度でございすとか国家公務員制度の枠の中でございましたものが、法人化することによりまして非公務員型の職員ということでございますので、弾力的な人事のシステムあるいは産学官連携をこういった形で推進していく。また、外国人の幹部登用が進むといったことが当時期待されており、このような形もとられているということでございます。

一方で、右側の欄外に「規制緩和」ということがございますが、従来、国の組織でございましたので、予算・組織については国の制度の制約がいろいろございましたけれども、法人化してからは、大学の責任でこれを決定することができるという仕組みがとられてございます。

上にまいりますと、「文部科学大臣」というところから矢印が出ております。中期目標

の原案を策定し、文部科学大臣に大学から出てきます。文部科学大臣は中期目標を提示し、中期計画の認可を行う。また、学長候補者の届け出を大学から受けて学長の任命を行い、運営費交付金等の交付を行うという形になっております。

一方で、右側の上にございますような、その評価は「国立大学法人評価委員会」という組織が評価を行うというのが、国立大学法人の全体の仕組みとなってございます。

申し訳ございません、1枚目に戻っていただきますけれども、今申し上げたような制度設計になってございますが、1枚目の3つ目のポツ、一番下のポツでございまして、こうした仕組みは、独立行政法人通則法に規定しております独立行政法人としての制度設計にストレートに合致するものではないということでございまして、国立大学法人固有の仕組みになってまいりますことから、この法律の制度設計に当たりまして国立大学法人法という法律をつくりましたが、これは独立行政法人通則法に基づく個別法ということではなくて、これとは別の固有の法人制度を定める法律として制定がなされているものでございます。

次のページ、裏側にいっていただきますと、またポツがございまして、なお書きがございまして、なお、独立行政法人制度は既にあったわけでございまして、そういった制度の枠組みの中で国立大学法人にも活用できる部分も当然ございまして、その部分につきましては、独立行政法人通則法の条文を必要に応じて国立大学法人に合うように読み替え、修正した上で準用しているという形をとってございます。

準用している例は、ここにちょっと小さい字で書いておりますが、「総則」、「役員及び職員」、「業務運営」、「財務及び会計」、「人事管理」、「雑則」等々の中で、そのまま活用できるものは準用させていただいているということでございます。

最後に「最近の国立大学改革の動向」ということを書かせていただいております。

国立大学の改革というものが、今様々な政府決定で求められてございます。例えば「教育再生実行会議」における提言、また「日本再興戦略」といった中で国立大学改革、これをしっかり進めるようにということで提言をいただき、また、閣議決定をいただいております。

こうしたことを踏まえながら、文科省では今、国立大学法人は6年間で中期計画期間だと申し上げましたけれども、ちょうど今年で法人化10年でございまして、中期計画といたしましては第2期に当たるわけでございまして、ちょうど今年からの3年間で第2期の後半3年間に当たります。この3年間で改革加速期間として設定いたしまして、各国立大学固有の強み・特色・社会的役割を新たに各大学で再認識していただく中で、各国立大学の機能強化を図る改革を着実に実施しておるところでございます。

雑駁でございますが、私からの説明は、まず以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○座長 ありがとうございます。

それでは、各委員から御質問、御意見ございましたら発言をお願いしたいと思うのです

が、いかがでしょうか。

どうぞ。

○委員 どうも御説明ありがとうございました。

大学の自主性とか自律性ということを考えて、別制度、別法人というものをつくられたということですが、まず大枠でちょっと伺いたいのですが、このような形で、独法に比べると若干自律性を重んじるということで、緩めという表現がいいのかどうか分かりませんが、そういうことによる弊害とまでいかなくても少し何か問題とか、そういうことが起こっているのかどうか。あるいはガバナンス等で、もう少しいろいろとやったほうがいいかなと考えて、例えば随契の問題なんかもあると思うのですが、そういうもので少し問題が起りがちではないかと考えておられるようなことがあれば、教えていただきたいのですが。

○文部科学省 まず、御指摘のあったガバナンスのところから申し上げますと、先ほどちょっと簡単に触れましたように、国立大学法人につきましては、先ほど言い漏らして申し訳ございませんでした、1つの国立大学が1つの法人ということで設計をしております。現在、国立大学法人は86ございます。つまり86国立大学があり、それを設置している国立大学法人が86あるということでございます。

先ほど申し上げましたように、学長のリーダーシップを発揮できるようにということで、法人の長でもあり大学の長でもあるこの学長が、思い切った大学の改革ができるようにということで、制度設計では学長に大きな権限を持っていただく。その学長の判断を支える体制として、先ほど申し上げました、役員会とか経営協議会、教育研究評議会といった組織を法定しているわけでございますが、制度上は学長にリーダーシップがとれる制度設計をしているつもりでございますが、各大学においては、なかなか学長のリーダーシップが実は発揮しにくいといった課題も、今指摘をされてございます。それは、この制度の問題であるのか、あるいは運用の問題であるのかといったことも含めまして、なお一層学長がリーダーシップを発揮できやすいようなガバナンスをどうしていくかということは、別途私ども文部科学省に設けられております中央教育審議会の中で、今、ガバナンス改革の在り方を検討されているという状況はございます。

制度上はそのようにしているつもりでございますが、運用面も含めてさらにリーダーシップをとれるためにはどうすればいいのかというのは、まさに今、課題として検討されているところでございます。

契約面はちょっと、担当の方から御説明させていただきます。

○文部科学省 御案内のとおり、契約の関係は、基本的に規則は届け出となっている状況の中で、国立大学法人は、国のいわゆる予決令の額に比べては、少し金額の範囲は多くなっているという事実はありますが、今のところ、それについて特段問題が生じているというイメージはなく、自律的にきちんとしっかりやっていると思います。

あるいはコスト削減の取組みも、それとは別の話なのですが、各大学で共同調達したり、

そういうコストの削減もかなり自主的にやっておりますので、そういった面では特段その金額の上げ下げが問題になるといっているようなことは承知しておりません。

○座長 どうぞ。

○委員 今の委員の御質問に関係しまして、私、国立大学法人ができたときは総務省におりましてよく覚えているのですが、当初、国立大学中心に反対が多かったのですね。それで一般の独法よりも時間がかかったということがあったのではないかと思います、第1期の中期目標期間が終わって、全般的に独法になってよかったか悪かったかと、文科省はどう見ておられるのか。

私、新聞で見る限り、悪かったという評価は余り聞かないのですけれども。ノーベル賞も出なくなったということもないし、若干運営費交付金が年々減らされてけしからんとか評価が煩わしいとか、形式的だという声は聞きますけれども、全般的に見て独法になって悪かったという評価は聞かないのですが、文科省はどのように見ておられるのか。

○文部科学省 法人化してからの評価ということでございますが、私どもは、先ほどちょっと申し上げたことと重なりますが、この法人化がそもそも大学を良くしようという大学改革の一環として取り組まれたものだということがございます。

それから、これも先ほど重複いたしますが、非公務員型になるということで、様々な予算面それから人事面、そういう制約から離れたところで学長のリーダーシップの下、自由な活動が、取組ができるという基盤ができたという意味では、この法人化はもともとの趣旨に、狙いに沿ったものになっているかと思っております。

一方で、委員が御指摘ございましたけれども、大学の側から見れば、特に予算面、運営費交付金の、非常に財政状況が厳しい中といった状況もございまして、各大学にとりましては、もっとこうしてほしいという御要望は多々あるかと思っておりますが、学長を中心に国立大学が自主性・自律性を発揮して、様々な取組、もっと言えば、改革に取り組む基盤がしっかりできたということで、この制度は非常にできて良かったと思っております。

○委員 別添資料1に独法と国立大学法人の比較がしてありますが、いずれにしても国立大学法人と独立行政法人との違いをどういうところで捉えなければいけないかというところ、運営組織と評価のところでき大きく違くと理解できるのですが、運営組織の大きな違いというのは、基本的に役員会があり、さらに経営協議会があり教育研究評議会があると、こういう構造になっていて、これが実はガバナンスを保証する組織体系、運営体系になっているわけですね。

なぜこういう体系になっているかというのを私なりに理解すると、基本的には学長が、学長選考会議から推薦されるとはいえ、文部科学大臣が任命するということになっていて、一方で教育と研究は、要はその時の政治から独立でなければいけないという憲法の規定があるということで、そこでそのガバナンス、つまり学長の暴走をチェックアンドバランスということでバランスをとるために、経営協議会と教育研究評議会というものができている。これが本当の立て付けだと思うのですね。

ところが、今はこれが全く機能していないために、逆に学長のリーダーシップが足りないと言われていて、本当はガバナンスの話がひっくり返ってしまっているわけですね。

一方で、独立行政法人の方も、長のリーダーシップを発揮させるためにガバナンスをやらなければいけないと言われていて、そういう意味で、そのガバナンスの体系として本当にどういう形がいいのか、つまり、独立行政法人について別にもっとガバナンスをきちんと規定するような形にする必要があるのかないのかということは、今の大学の状況を見てみると特別につくっても余り効果がないような気もするということが、一つは印象です。

つまり、この辺のガバナンスのところを強化ということで、本当に強化ということがまともに進んでいこうとしているのかどうかということの一つ伺いたいのと、それからもう一つは、その評価が特別に、これはいわば教育というところがあるので評価が行われているわけですが、イギリスの例なんかを見ると毎年毎年研究と教育についてかなり大規模な評価をして、評価の結果に基づいて国が大学に配分する費用が案分されるということになっていますが、国立大学の場合は、この評価の結果が何らかの形で運営費交付金の配付だとかその他もろもろのことで、結果として反映するような構図になっているのでしょうか。独法の方も評価が大変だ大変だという話ばかりあって、評価をどうやっていくかということが結構重要な話になってくるのだと思うのですが、どうなっているかということと2点お願いします。

○文部科学省 まず、組織運営に関することでガバナンスの御指摘がございました。まさに、それはこのような仕組みにして学長のリーダーシップを支えられる体制をとっているという制度設計にはなっているのですが、一方で、運用といいますか各大学での状況を見たときに、なかなかそのリーダーシップが発揮しにくいといったことが言われておるのは事実でございます。

ただ、例えば、学長の選考の仕方にいたしましても、先ほど学長選考会議を設けると、それは設けていただくのですけれども、実際そこでどういう形で学長を選考するのか、これは大学によっていろいろなやり方がございます。

例えば、教職員で意向投票をしてそれを基本的に尊重するというようなやり方。また、意向投票のようなことはやりますが、1つの参考資料として、先ほどの学長選考会議で決めるという方法。あるいは、もう学長選考会議で投票などはなしに決めるというやり方もあるなど、実はいろいろなやり方が可能でございまして、こうでなければならないという仕組みはある意味義務付けてないという、組織は設けていただくのですが、やり方はさまざま運用にお任せしている部分がございます。それも自分の大学ではこうしたいというお考えを尊重するものになってございますが、一方で、今いろいろ御指摘があることは、そういったこれまでの運用がずっとそういう運用でやってきたことが、新しいやり方に変えようとするときになかなか皆さんの理解を得られないといった一方で、運用上の課題もあるのかなと思ってございます。

そういうことで、先ほど申し上げましたように、では、どのように今後取組を進めていけばこれが改善するか。これは制度的な面をどうするかということ、運用面をどうするか、いろいろな側面があるかと思いますが、今まさにより良いガバナンスの確保のために検討させていただいているというのが実情でございます。

もう一つ、評価の点でお尋ねがございました。国立大学法人の評価は、国立大学法人評価委員会で行いますということをお知らせしました。これは、6年間のスパンで計画が立てられるということで、なかなか教育研究の成果というものはすぐに出てくるものでもないであろうと、また、その教育研究の成果は、いわゆるピアレビューといった形で専門家同士で御覧になって評価していただくのが良いだろうということで、大学評価・学位授与機構で教育研究面の評価を6年に一度行ってございます。

一方で、国立大学評価委員会における運営面、管理面の年度評価も行ってございます。こういった評価の結果を組み合わせる形で、国立大学法人のその計画期間内の目標に対して、どれだけ達成度があったかといったことをこの評価委員会でおまとめいただいた上で、また新たな機能、運営費交付金にも反映できるような一定の評価を運営費交付金に反映するような仕組みを、現在とっておるところでございます。

特に教育研究面、なかなか短期間で評価が難しいという項目もございますので、現状ではそのような評価の仕方、運営費交付金増えの反映の仕方をしているということでございます。

○座長 よろしいでしょうか。

○委員 ここで国立大学法人の議論をするのが趣旨ではないので、余り立ち入った議論はやめますけれども、ちょっと疑問なのは、結局別の法体系にしないといけないというのは、ある意味で教育と研究の独立性を担保しなければいけないと、その部分が非常に重要だから別の法体系にするということですね。それは理解をしました。

それから、研究は短期間で評価できないのは当然だと思いますが、だけど、その中期計画の期間中で評価できるかということ、中期計画の開始年度に全ての研究が用意ドンで始まるわけではないので、常に複数の研究が並行してそれぞれの時間ごとに進んでいますから、結果的に言うと、その評価は6年に一度やればよいということではないような気もするのですね。それは評価疲れ等々の問題もありますから、中期計画の達成度という意味での評価は、そういう何らかの形で国民に対する責任としてやらなければいけないのだろうと思いますが、日常的な研究のアクティビティだとか、その成果がどれぐらい出されるかと、これは大学で言えば、経営そのものが成果に直接結びつくという非常に特殊な、特殊というか当たり前ですが、経営のやり方が、それがいかに結びつくという面があるわけですから、そういう意味では、評価の仕方というのは独立行政法人でも同じように考えなければいけないかなと思っています。だから、その辺が評価疲れとのバランスで、何かちゃんとしたシステムにしていかなければいけないかなという気はしていますけれども。

○座長 どうぞ。

○委員 運営費交付金のことではちょっとお伺いしたいのですが、今日は文科省から国立大学のお話が聞けるということで新聞記事のスクラップを持ってきたのですが、朝日新聞の今年の10月11日の記事で「交付金、18国立大学に重点」とかいう見出しが載っている記事ですけれども、これを読んで大変結構なことだと私も思いますが、こういうのは、従来は制度的にできなかったものかどうかですね。制度的にはできたのだけれども、何かいろいろ難しいこともあってやらなかったのかどうか、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○文部科学省 御指摘の資料は添付しておけばよかったと、今、思いましたが、御指摘いただいたのは、先ほど申し上げましたように、今、様々な政府決定、すなわち、経済再生あるいは教育再生を進めていこうという中で、大学改革、特に国立大学がもっと主体的な役割を果たしてほしいという声が高まっているのだと思っております。

幾つか様々な、特に国立大学に求められている課題として3つほどございまして、1つがグローバル。グローバル化をもっと進めようということ。

それから2つ目がイノベーション機能。イノベーション機能をもっと高めるべきであるということ。

3つ目は、先ほど非公務員型ということで申し上げたこととも重なるのですが、非公務員型で非常に自由な制度設計になっているわけですが、実際にはまだまだ大学は従来型の、公務員であったときの給与体系をとっていて、それでなかなか若手とか外国人の優秀な方々の確保とかが進んでいっていないというような課題もございまして、給与人事システムを変えていこうということで、その3つが主な国立大学改革の課題になっております。

プラス、御指摘いただいているガバナンスをどうするか、こういったことが課題になっているわけですが、私どもも来年度の予算におきまして、こういった大学改革の課題をどうやって解決していくかということで考えておったわけですが、各国立大学ともに、さまざまその学長の下で思い切った改革構想を検討いただいている大学が多々出てございます。

やはりこういった社会の期待に大学としても応えたいということで、改革構想が出ているわけですが、今回、重点支援をするということで選びました18大学は、いずれもグローバル化を進めるとか、あるいはイノベーション強化とか、いずれにしても自分の大学の強みがここにあるというのを、大学の方で再認識をされまして、その強みをいかしていこうということで、限りある資源でございまして、組織再編をしながら自分たちの大学の強みを伸ばして世界と戦おうとか、あるいは国内の大きな拠点をつくろうとか、そういういろいろな改革構想が出て進んできているわけですが。

私ども、そういった様々な大学の機能強化のための改革構想を、ぜひ運営費交付金の中で重点支援をしていきたいということで、今回その18大学法人に重点支援をするための予算要求をさせていただいているわけですが。

一方で、従来これができなかったのかということなのでございますが、これは反省点でもあるのでございますが、従来も大学が様々、こういった取組をしたいと、こういったプロジェクトに取り組みたいというときに、運営費交付金の中でそれを支援するための経費は大学に措置をしてございました。ただ、従来型が本当に個々のプロジェクトをやっていくための支援ということになっておりました関係で、実は大学、いろいろな良い取組があり、学長のリーダーシップでもってこういう方向に行きたいということではあったのだと思いますが、従来型の支援が個々の先生方の既存の組織を前提としたプロジェクト支援でございましたので、なかなかそういったこれまでの良い取り組み、学長の思いが組織再編成という形で大学の形を変えていくという姿に結びついてきていなかったということが現実にはございました。

したがって、私どもは先ほど申し上げたような課題を一体的に解決するために、そういった取組を学長のリーダーシップで、組織の再編成をしながらやっという大学を今回特に重点支援したいということでそのような要求をしております、おそらくその趣旨が報道されたものだと思っております。

○委員 どうもありがとうございました。

○座長 どうぞ。

○委員 今のお話でちょっと思い出したのですけれども、提出されている資料で、文部科学省の大学改革の方向性というところがありますね。あの中の第5項目に「人事・給与システムの改革を進め」という部分がありますが、実際に国立研究所でもやはり給与の問題が非常に問題だと言われていて、優秀な研究者を呼ぼうと思っても高い給料を払えないとか様々な問題が指摘されているわけですが、国立大学でもはっきり言って給与の問題で優秀な研究者が呼べないということはよく耳にしているわけですね。

それで、ここには「退職金にとらわれない年俸制や学外機関との混合給与等の導入を促進する」と書いてありますが、今は国立大学の教職員の退職金というのは、実際は国立大学が退職積立金として持っているわけではなくて、財務省がその都度ごとに支払うということになっていて、これが実は国立大学での教員の採用枠とか給与の問題にかなり影響しているような気がしています。

これを、基本的にはここに書いてある「退職金にとらわれない」ということは、退職積立てを国立大学側でやれるだけの財源を確保すると、こういう意味と、とってよろしいのでしょうか。

○文部科学省 御指摘の給与人事システムをどう変えていくかということに関連しまして、今、御指摘をいただいたように、退職金をその年度年度ごとに何人退職しますかということを知った上で、各年度の運営費交付金で措置をしているというのが実情でございます。御指摘いただきましたように、一方でそういう仕組みを続けております限り、本格的な、あるいは、抜本的な給与システム改革が難しいであろうということは私どもも課題として認識しております。

ですので、退職金の在り方も含めて運営費交付金の在り方を、今後この第3期の間に見直していきたいと思っておりますが、どのような形が良いのか、これはちょっと今、研究させていただいているところでございます。様々な大学とか機関の先行事例やいろいろな取組も参考にしながら、どう変えていくと抜本的な給与人事システム改革が進むように我々も後押しできるか。今、申し上げましたように引当金みたいな形で置くというのも一つあるのだと思いますけれども、それですと、かなり一遍に大きなお金がかかるということもあるかと思っておりますし、そこはどのような仕組みにするといいのか、ちょっと今、まだ検討しているところでございます。

○座長 ありがとうございます。

何かございますか。

○委員 ちょっと調達の話をもっとお聞きしたいのですが、この調達については、随意契約でないといかぬというものもあるというのはよく分かるのですが、それが得てして不祥事の背景の一つになっているのですね。新聞等でも報道されておりますが、こういう点について文科省はどのように考え、どう対処しようとしているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○文部科学省 今のところの契約の関係について、制度が広がった中で各大学自主的に設定しているのですけれども、今のところ、まず問題が生じてないということが1点です。

それから、先ほど申しましたが、コスト削減ということを各大学それぞれといいますか共同でやっているということもありまして、今のところは問題があると思っておりません。

かつ、大学の中でも、仮に随契があるとしても、いわゆる企画競争でありますとか見積りをきちんととるとかということでは、かなり各大学の方で、自律的にそういった面で工夫と制御といいますか不正が出ないような形でやっております。

一方で、大学の方では独特に、先生方がすぐにものを欲しいというニーズが早くあって、従来では、法人化前ではそこがなかなかうまくいっていなかったのですが、教員の発注もある程度の条件の下に認めるとか、そういったスピーディーに物品を調達するというメリットが実は相当ありまして、そういった、きちんと税金を適正に使わなければいけないというのと、それから教育研究のニーズ、迅速なニーズに応えるというところで、今のところバランスがとれて、特に問題も無くやっておると認識しております。

○事務局 今の点に関連して、ちょっと2点教えていただきたいのですが、この随契限度額については、独立行政法人の方は国並びでという参議院の決議もあったので、この制度、官庁側が一律に基準を設定しているという状況なのですが、国立大学の方では各大学それぞれに任せている。文科省として基準を出さずに国立大学それぞれに任せているという、その理由はなぜかというのが1点。

それから、問題が無いというお話がありましたが、一般によく言われるのは、やはり随契限度額が低い方が競争的だと言われることで、その方が有利な調達ができるということは言われているわけです。それがちょっと教条的な物言いなのかもしれませんが、その随

契限度額が、片や文科省御自身あるいは独法において160万円でやっている。片や大学では1,000万円でやっているというときに、調達価格が、どちらが有利になっているかというのは、そういうことは比較されたことはあるのでしょうか。

以上、2点です。

○文部科学省 ありがとうございます。

まず、19年の閣議決定で独立行政法人は国に準じてという形になっておるのを承知しております。大学の方は、その対象外ということであるのですが、まず基本的に当時の状況として、各大学様々な取組をして、自主的な取組があったという中で、自律的にきちんと大学の方でやっているということを前提に、それから、かつその随契の金額の範囲には該当しないのですが、その後の取組として、随意契約から一般競争の方に随時可能な限り移行するという要請は実は出しておきまして、そういったところできちんと各大学で、これはホームページ上でも確認できるのですが、従来の随意契約をきちんと見直して、一般競争できるところはきちんと一般競争に移行している。そういった取組がありますので、我々としては今のところは各大学での自主的な取組をきちんと見守っているという状況であります。

それからもう一点が、調達価格に関しましては、かつて少しサンプル調査をしたことがあります。同じような品目で一般競争入札と随意契約でどちらがというようなところは、サンプル調査ですがやったことがあります。そのときは一般競争より随意契約が有利な場合と様々ありまして、一概には言えないというようなかなり昔の調査なのですが、そのときはそういう調査をしたことがあります。直ちに随契が有利ということでもなかったと記憶しております。

○委員 だんだん具体的な話になってきているので、こちらにも具体的な話を少し聞きたいと思うのですが、例えば国立大学で様々な稼いだお金というのですか、例えば寄附金だとかその他もろもろのものについて、あるいは公園の入館の収入だとか美術館の収入の類い等々があると思います。

そういう部分の、例えば、東京大学でやっている植物園の入館料が入ると、それは運営費交付金から減らされるとかそういう話があるわけですね。ところが、寄附金の場合にはそういう話がないので、寄附を集めようという努力を一生懸命するわけですがけれども、一般の国立研究所からも、自分たちが一生懸命稼いだ金を、稼いでもそのまま運営費交付金から減らされるのではとても努力する気がおきないと、それはちょっと言い過ぎなので、それは多分私もそのとおりだと思うのですね。

ですから、例えば、一方で植物園の入館料は運営費交付金から差し引いて、一方で寄附金は差し引かないというような、その論理的な根拠があるのか、むしろ全部差し引かないようにすればみんなハッピーだとは思いますが、それもなかなか許されないかもしれないけれども、そういう意味で具体的な論理的な根拠があれば教えていただきたい。

○文部科学省 ありがとうございます。

まず今、先生がおっしゃった話は、第1期の話だと思います。

○委員 そうですか。

○文部科学省 もともと、法人化の制度設計のときに共同研究、受託研究、寄附金、これはもう最初から運営費交付金の算定の対象からは除外、つまりそれが増えようが何をしようが各大学のインセンティブで、交付金の減にはつながっていないということでありました。

2期になるとそこをさらに広げまして、当時は、例えば授業料で、入学定員が増えると授業料が上がります。学生定員が2人増えれば100万ちょっとの収入になるわけなのですが、そこを交付金は下げておりました。それがどうなんだと、あるいは雑収入も増えれば交付金が減るということで、授業の規模は変わらないのですが税金が減るという、それは非常にインセンティブが、大学の方もきちんと入場料、美術館とかそういうものもありますし、建物の貸付料とかもありますので、そういったインセンティブに関しては運営費交付金には反映させないと、つまり、自己収入で上がった金額をそのまま同額歳出にのっけてあげれば運営費交付金は減らない構造になりますので、今はもうほとんどそういう、交付金がかかり厳しい状況になっているというのもあるのですが、自己収入のインセンティブはほぼ最大、ほとんど運営費交付金の算定には影響させていないという状況が今の状況であります。

○座長 あと、私の方から。

独法の制度設計を今やっておりますので、大学法人の制度設計を参考にお聞きしているわけですが、例えば、ここに書いていただいていますように、世界最高水準の教育機関、研究機関である大学法人をつくるんだというのは当初の理念であるとして書いてあるのですが、これには相当な改革をしていかなければいけないだろうと、こういうことだと思うのですね。

大学の自主性・自律性というのがまずあって、独法も同じようなことを言っているのですが、ただ、少し制度設計が、目標が与えられるということと、意見を聴くということと違うのですが、これは自律性と改革をどんどんしていくということとなじんでいるのか、なじんでいないのか。そこをちょっとお聞きしたいというのがまず一つ。

それから評価について、評価疲れというのがあって、今、6年に1回、もちろん毎年もやられているのですが、6年に1回見直されている。これは評価疲れと言っているのですが、そのような評価で独法も評価されるわけですが、独法についても同じようなことを実は言われていまして、この評価の在り方というのがこんなのでいいのかどうなのか。国大の場合はどう考えてらっしゃるのか。

確かに、評価のための評価ではほとんど意味がなくて、幾ら良い評価をしても使われなければ意味のないことになりますので、疲れた作業になってしまうのですが、意味のあることであるならば、多少厳しくとも疲れたということがないと思うのですね。実際はちゃんと取り組むだろうし。それがマネジメントにつながっていくということで、評価疲れ

というのが、私は、6年に1回あって評価疲れというのが余り信じられないのですね。普通の企業というのは、毎年どころか毎月やっているわけですね。そういう評価を厳しく受けられているわけですから。それがなぜ、評価疲れというのが起こってくるのか。

それから、調達の観点でも、実は今日の何新聞だか忘れてましたが、NHK 技研の不祥事の記事が出ていまして、非常に高度な音響の専門家の方が、結局その方が評価をすれば他の方が文句を言えないので、結果的にその方に任せきりになってしまっていてこういうような不祥事につながったと。

大学ではそういうことが今のところは問題がないということなのですが、例えばその科研費の使い方の問題とかいろいろ問題もかなりあるわけですね。論文の問題もあるかも分かりませんが。果たして問題がないのか顕在化してないだけなのか。本当にどうなんだという、どこまで突っ込まれているのかですね。ちょっとここもなかなか難しい話をしているのかもわかりませんが、世界最高水準という改革の話と評価の話と、調達とか科研費のマネジメントの話をご参考までにお聞きできればと思います。

○文部科学省 まず一点目の、大学の自主・自律性の尊重と改革ということでございますが、国立大学法人制度、これは大学の自由度を増してより積極的に大学を良くしていくというために制度設計したものでございます。

そこで、毎年度でございますが、我々、運営費交付金の措置をするに当たりまして、各大学で自主的・自律的・自発的に様々な取組をしていただきたいということで、積極的な取組をしているところにはプラスで配分しましょうと。ただ、そのようなお取組がないところは、減額に甘んじていただくという形で改革が自主的に促進されるような仕組みを入れております。

そういう形で、各大学の自主・自律性を尊重しながらも、いろいろな改革の取組、それは良い学生を育てるという取組であり、良い研究をするという取組であり、それを社会に役立てる、いろいろな側面があると思いますが、そういった良い取組をするところに重点配分するような仕組みを持って両立をさせているつもりでございます。それが1点でございます。

それから、評価について御指摘がございまして、先ほどちょっと御説明が足りずに申し訳ございませんでしたけれども、教育研究というちょっと長いスパンで見ないといけないものは6年に1回でございますが、管理運営などの部分は、毎年度毎年度の評価でそれを評価させていただいてございます。したがって、管理運営とかそういった面につきましても毎年度、教育研究については6年の長いスパンで見るという形でやってございます。

御指摘のように、評価のための評価はだめだというのはおっしゃるとおりだと思います。今後様々な、特に改革加速期間の中でいろいろな改革構想が大学でも今、考えられております。ぜひ我々もそういったことを、予算面でもできれば重点支援していきたいと思っておりますし、そういった取組は是非法人の中長期計画の中にどんどん書き込んでいただいで、それを書き込んでいただくとまたそれを評価の対象にすることができますので、そう

いって評価がぐるぐる、サイクルが回って良くなるような仕組みを今後一層工夫していきたいと思っております。

それから、ちょっと調達とは別かと思いますが、御指摘のあった研究費の不正とか研究の不正といったものについては、非常に遺憾な事態だと思っております。これは、研究費の管理は大学が組織として管理していただいているということがございますので、ここは研究者個人だけではなくて組織としてこれを防ぐ、あるいは起こさないような取組も非常に大切でございます。

最近また、様々な研究費不正、研究不正があったことを踏まえまして、文部科学省でも、省内でこれを、従来は研究者個人増えのペナルティということで厳しい取組をしておりましたが、やはり組織的にも対応をしていく必要があるということで、今後そういう視点から制度の改善をしていきたいということで、今検討しているところでございます。そうなりますと、ガバナンスとかコンプライアンスという観点から、大学の管理運営評価にもまたつながってまいりますので、そういう評価もしながら、まずは大学、そして研究者でそういったことがないように、しっかり襟を正し、不正防止をしていく取組を個人的にも組織的にも進めていきたいというのが今の状況でございます。

○座長 ありがとうございます。

大体分かりました。評価の件というのを、ちょっともう一回。

教育研究については6年に1回なのですが、そうすると、その資源の配分である運営費交付金の配分の変更も6年に1回変更すると、こういうことなのでしょうか。それこそ、6年に1回ではなくて、毎年やっていいのかどうかは別として、成果が出ればそれはそれぞれ配分をしないと、6年に1回だと何となくピント外れみたいというのですか、そういうところがあるのではないかと思うのですが、その辺は、6年に1回ということと、評価の結果の配分と、このタイミングというのですか、期間はどういうふうに整理されているのですか。

○文部科学省 まず現行なのですが、中期目標の教育研究評価が6年に1回、それから運営のほうは毎年ということになっております。

その状況にして、今、第2期の状況を申しますと、配分としては毎年ですが、全国約30億の規模で評価に基づく重点配分というものをやっております。

その考え方としては、ざくっと言いますと、それまで6年間培ってきた教育それから研究、産学連携、社会貢献、そういう項目について、それぞれの運営であれば毎年、それから6年間の総合評価としてそれをポイント化いたしまして、総合点ではなくてそのポイントの部分について平均以上の大学に、ばらまきということではなくてその重点配分している。それに関しては、予算上も何とか削らずに、今ずっと毎年度配分しているということです。

第3期は、またこれから交付金の抜本的な計画の中で、どう見直していくかということはあるかと思っております。

○座長 ありがとうございます。

○文部科学省 1点、補足いたしますと、今、評価に基づくものでございますが、それに加えて、先ほど申し上げましたように、年度年度で運営費交付金の経費の一部を一定程度削減した上で、非常に改革努力を進めていると、そういった取組をするところには各年度の予算で支援するという仕組みも併せて行ってございます。

○座長 本当に長時間、どうもありがとうございました。時間はとっくに経過しているのですけれども、これで文部科学省からのヒアリングを終わりたいと思いますが、事務局から何かありますか。

○事務局 1点、時間がないところすみません。

大学と行政庁との関係ですが、人事のイニシアティブというのは大学側にあって、過去に申し出に対して主務官庁などはノーと言ったことはないという理解でよろしいですか。

○文部科学省 少なくとも、法人化して10年はないのですが、それ以前に遡って国立大学、本当に国の機関だった時代に一例もないかどうかは、ちょっと今にわかには分かりませんが、ほとんどないと思います。

○事務局 ありがとうございます。1つだけよろしいですか。

自主・自律性といっても、独法の自主・自律性と国大の自主・自律性は性格が違うと思うのですね。独法の場合は経営裁量でパフォーマンスを上げるための自主・自律性で、国大の方はもうちょっと深い憲法的なところの、学問・研究の自由、思想・良心の自由といった、行政が介入してはいけないところの自主・自律性というのがあって、そこで行政との間にやはり距離があり、それがゆえに独法通則法を「適用」ではなく「準用」と言っている。その準用というのは、違うものについて借りて持ってくるというアプライのさせ方だと思いますけれども、そういうこの形の根源というのは、学問の自由、憲法上の要請、大学の自治にあるという理解で、そこは間違いはないということでもよろしいですか。

○文部科学省 制度設計がこのような形になっているのは、法制的なそういう要請を受けているものと思っております。

○座長 もし憲法上の要請がなければ、別に独法のもでもよかったということなのですかね。

○文部科学省 憲法上の要請がなければというのはあれでございますが、もともと申し上げましたように、制度の立て付け自体は、大学改革をどうやって促進するかという制度の流れの中で検討されたものではございますが、そういった大学には固有の性格がございますので、そういうものも踏まえた全体としての制度設計になっているという理解でございます。

○座長 事務局、どうぞ。

○事務局 ちょっと2点だけ。

先ほどの議論の延長線上というか、私ども今、独法制度、通則法見直しの中で、年前半の議論の中、この中期目標あるいは中期計画を策定、中期目標は主務大臣が示す制度ですけれども、そのときに国立大学法人は、あらかじめ法人の意見を聴くという制度の立て付

けになっていると思うのですが、独法もそうしたらいいのではないかという議論をしていたのですが、いろいろ聞いてみると、逆に何か割合、今の国立大学法人の中期目標とか、あるいは中期計画、非常に抽象的で、どういう評価をしているのかというような議論もあって、そういうふう意見に聴くという制度を入れてしまうと、逆に大学側からの牽制が効いて主務大臣側の目標設定等が甘くなるのではないかというような意見があるので、そこについてどういうふうにお考えかというのをちょっと1点お聞かせいただきたい。

あと、先ほどの話から、評価については非常に個別の大学には触れないような形で行っていると思っているのですが、そういう形でなかなか、先ほどは予算のインセンティブでそこら辺はめり張り付けするということだったと思うのですが、そうすると、その評価のPDCAで評価をいかしていくというあたりがちょっと。個別の大学に個別に言っていないという形だと、やはりちょっと評価疲れという話になるのではないかなという気がするのですが、そこら辺は今後改善するようなお考えはないのかということ。

それから評価について、私どもが理解した話は、国立大学法人法に基づく評価のほかには学校教育法に基づく評価もやっているとか、あるいは国の研究開発評価に関する大綱的指針で評価しているとかいろいろ評価もあって、そこら辺をどういうふうに整理されているのか。すみません、時間がないところ恐縮なのですが、その3点についてちょっと教えていただければと思います。

○文部科学省 まず評価に関しましてですが、ちょっと聞き違いだったら申しわけないのですが、評価については個々の大学ごとに一つ一つやっております。したがって、86法人それぞれの目標、中期計画などがございまして、それに従って個々の大学法人の評価を国立大学法人評価委員会でやっております。

一方で、最後にございました学校教育法に基づく評価といったものもございまして、この国立大学法人制度は、要は国立大学法人の制度をつくっているものでございまして、国立大学法人のそもそもの目的は国立大学を設置することということでございまして、国立大学を含めて大学とはどういう組織でどういうことをしないといけないのかというのが、別途その学校教育法で書いてあるということでございまして、法人としての評価とは別に、大学としての、学校としてのと言いましょか、教育機関としての学校教育法に基づく評価なども別途あるというのが大ざっぱな体系でございまして。

それから、1点目、申し訳ございません、1点目のお尋ねは制度の準用の話とおっしゃいましたでしょうか。

○事務局 いや、要は中期目標の策定に当たって、主務大臣は法人側の意見を聴くという制度になっているのですが、独法は今ないのですけれども、ちょっとその意思疎通の関係でそういうのも入れたらどうかという議論が年前半にございまして、ただ、そうすると、逆になれ合いになってしまうのではないかと、それで実際に中期目標を見ても、非常に抽象的で、こんなので評価できているのかなという意見もあるのですよ。ここら辺について、これを制度運用の話なのか、意見はどんなのが出てきて、あるいはそれを、目標を最初に

立てるときに主務大臣側で少し慮って、余りそういう難しい評価目標を与えていないのかとか、そこら辺はどういう運用なのかなという。

○文部科学省 そこは二面あると思うのですけれども、先ほど来、申し上げております大学の自主性・自律性、自主的な側面を尊重しないといけないという側面と、一方で、国立大学で行っておられます教育研究が国の高等教育政策を反映していると、そういう運営費交付金という形で国費の負担もございますので、そういったそのバランスをどうとるかという中で、この中期目標の策定については、国がこういったことをこの大学しなさいと、こういう研究をこの大学はしなさいというようなことはできないわけでございますので、まずは大学からの意見を踏まえた上でお示しするという、ちょっと抽象的になりますが、大学の自主性・自律性と、国の政策というものをバランスをとるやり方として、そういうやり方をとっていると思っております。

実際には、各大学は目標を立て、それに対していろいろな具体的な計画をつくってまいりますので、国立大学法人評価委員会では、例えば、その計画がどういう形で順調なのか、うまくいっているのかうまくいっていないのかという形で綿密に評価をすることができる体制になっております。実際に評価項目は非常に多いわけでございますが、そういった形で運営については毎年評価をさせていただいております。すみません、ちょっとお答えにならなかったかどうかわかりません。

○座長 よろしいですか。

大変長いことありがとうございました。大変参考になりましたので、どうもありがとうございました。

文部科学省の皆様方におかれましては、御対応いただきましてありがとうございました。それでは、御退室いただきたいと思います。ありがとうございました。

(文部科学省退室)

○座長 それでは、続きまして、独立行政法人制度の改革の方向性につきまして、研究開発法人に関わる制度の見直しを中心に討議を行いたいと思います。

冒頭、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○事務局 資料2-1でございますが、いよいよ研究開発法人の制度的にどう位置付けるかという議論を進めていく必要があるわけですが、資料2-1の1ページ目がこれまでの経緯で、簡潔に述べと思います。

自民党のイノベーション戦略調査会の中間報告で、法形式として3案ありというものが出てまして、これをめぐって6月の閣議決定では、A、B、C案どれでも読めるように書いてあって、年末に向けて決めていく必要があると、これがこのワーキングのミッションでもあるということでございます。先ほど2-4にありましたA、B、Cの絵です。

おめぐりいただきまして、「公共」を担う法人にはこういうものがありますという概観であります。独法と独法の亜流のような準用法人、これは目標管理あるいは評価をやるというタイプ。

1 ページおめくりいただきますと比較概要が載っておりますが、基本的に毎年毎年の事業予算計画を主務大臣が認可し、国会議決に係らしめているというものから、特殊法人については主務大臣の一般的な監督権がありますと、その分この独法グループの方は目標管理ということで裁量性を与えており、主務大臣からの関与はある程度制約されておるということでございます。

この準用法人というのは、独法の仕組みを基本的に借りているのだけれども、政策の実施機関とダイレクトには言いがたいことから若干のアレンジメントを加えておると、国大は先ほどのとおりに、大学の自主性、自治というものがあります。

もう一つのタイプとして、日本司法支援センター（法テラス）でございますが、こちら法律相談ですとか司法関連の事務もやっております、三権分立の観点から最高裁が意見を言う形で、これも純粋な行政の実施機関というには若干距離があるということで、準用法人という形をとっておるということであります。

4 ページ目はその概要です。

5 ページ目は、先ほどの話の御参考であります、財務面で、開発は運営費交付金と国庫補助金を足すと4分の3ぐらいがやはり交付金依存型です。国大も司法支援センターも運営費交付金は半数いかないというところで、自己収入で一定程度業務運営するタイプであるといえます。

国大と独法の1人当たりの研究費の推移というのがありますが、独法はやはり1人当たりの研究費という面では高くなっております。

以下は、これまでの意思決定されたもので、御参考でございます。

A案で考えているのはどういう形態なのかですけれども、普通に考えれば特殊法人的なものと考えられるところがございますが、この独法の形を出てやっていく、その理由というものがいまだこのワーキングのヒアリングでも明らかになっていないところです。

また、準用独法であるB案については、先ほどのヒアリングも踏まえてということでございますが、やはり自主性・自律性の性格が違うのだらうと、人事権も法人のイニシアティブがある。片や開発というのはまさに科学技術基本計画ですとか、国策として重点的に行う、プロジェクトを実施する機関であるというところでの、その違いがあるのであらうと思います。

そういうふうと考えていきますと、C案というのは今時点での判断する材料を並べてみましたら一番自然ではないか。独法の根幹的なコンセプトをいかしつつ、開発の特性をその中に織り込んでやっていくというやり方がC案であらうと思います。

続きまして、資料2-2にいきます。

「研究開発法人」として研究開発力強化法では37挙げられております。前回の民主党法案が右側にありますが、これも研究開発成果、最大限の成果を得ることを目的とする法人という一分類を中期目標型の中につくりました。統廃合した上で10個ぐらいが想定されていたということでもあります。

これも参照に、今回整理していく必要がありますが、研発と一言に言っても、37 法人、いろいろなものが入っているという分布の絵でございます。

縦軸には、法人が多様な業務をやっている中で、研究開発をどれだけのウェイトでやっているかというもの、8割9割研究開発だというものから、おまけでやっているものまで幅があります。あるいは自前で研究をやらないものもあります。

それから横軸のほうは、国際競争性ですとか高い給与という観点ですが、外国人研究者の割合ということで、これも0から38%、物質・材料研究機構まで結構幅があるところがあります。

研発というものの取扱いを、研発の、言ってみれば下限と上限、上限というのは今のところないのではないかと思います。下限の部分については引き続き議論があるかなと、3ページ目はそういったことをちょっと文章で書いてありますが、研究開発の内容の先端性・国際競争性ですとか、研発業務のウェイトを、基礎から実用化まで多様なものがあるということ等を示しております。

それから、直接研究開発を行っているかファンディングをやっているか、あるいは周辺事業の普及啓発に重きを置いているか、いろいろな性格の違いがあるということは踏まえた上での取扱いを決めていく必要があるなということでございます。

4ページ以降は、こういった研発にもいろいろありますということで、共通調査票のデータを取りまとめたものでございます。

任期付き、年俸制、それぞれ先進的なところ、全然採用していないところ、いろいろばらつきがございますということで、御参照いただければと思います。

A3の横紙もそういった観点で書いております。いろいろな分類がございますということです。こういった幅のある研発について、ABCどの辺を基本線に考えていくのかということが検討課題であると思います。

事務局から、以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

事務局からの御説明と、あと国立大学法人なんかのヒアリングの、あるいは今までのヒアリングも含めまして、各委員から御質問、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、ここで重要なのは、その位置付けをどうするかということですかね、このABCという案があるのですが。なので、各独法というか研究開発法人から意見をお聞きして、あるいは国立大学法人からもお聞きした。その結果、ABCという3つがあったら、どこが一番良いのかということになると思うのですが、その辺について、まず御意見ございましたらお願いしたいと思います。

○委員 ヒアリングの中で、多くのと言っていいか、かなりの法人から、自分たちの要望というか望むことがある程度満たされるのであれば、別に独法の制度の中であっても構わないという、そういう発言が結構聞かれたように記憶しているのですね。

要は、独立行政法人の枠外に出る出ないの問題ではなくて、今、独法制度の中で自分たちが感じている不都合面というか、できればもう少しというようなところが、独法制度の中である程度改革というようなことを行うことによって満たされるのであればそれでいいという意見が多かったように感じています。

逆に言うと、今の独法制度の改革では対応できないというような、そういうものが果たして残るのか残らないのかが論点になるのではないかと思うのですが、そういった意味では、文科省系の発言だと思うのですが、そのようなものをもう一度整理をして、独法制度の改革ではちょっと対応が難しいと主張されているものをもう一度少し整理をいただければ、非常に考え方の上で、私の上では整理しやすくなると思います。

○座長 ありがとうございます。

では、そこはもう一度整理を。どういう形でするのか、もう一回聞くのかですね。そうでなくていいのか。どうですか。

○事務局 また御相談申し上げますが、もうちょっと焦点化して具体化したやりとりがもう一回必要ではないかなと思います。引き続きまして、独法制度をどう変えていって不都合を解消していこうかというところの話を御説明させていただいて、まとめて質疑いただきますでしょうか。

○委員 ちょっとその前に今のお話を。

今の話、重要だと思うのですが、それを聞くときに、要するに研究という面で今の独法制度の不都合があるかということと、もう一つは、実際に業務運用方面で不都合があるかということらを多分、分けたほうがいいと思うのですね。

例えば、その先端的な研究をやるために、期間の問題だとか様々な問題がありますね。それを、他の独法と一律にやられたらかなわないという話と、もう一つは、それと全く無関係ではないのだけれども、実際に日々の日常的な経営の中で随契の問題だとか、あるいは給与の問題だとか、そういう問題が出てくる。その辺のところと、やはり切り分けてやらないとごちゃごちゃになる、訳分からなくなるので、是非よろしくお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思ひまして、研究開発のサブスタンスから生ずる話、研究開発の内容の特性に応じたアレンジという話と、業務運営についての、例えば随契のラインをどう考えるかなどといった問題、独法たるものの業務運営の在り方の問題だと思いますので、そちらの面ではそういう業務については独法制度の運用を幅広く考えていきたいと思ひます。

○委員 研究開発法人で、何か特別のものがあるかということですね。

○事務局 あったら上乘せがあるわけでしょうけれども、他の法人も含めて考えないといけない指摘だと思っています。

○座長 他に何かございますか。

どうぞ。

○委員 この前の文科省の御説明を聞いて、別法人にという主張の根拠をお聞きしたのですが、全く理解できないというかわからなかった。何か効率化が主要な目標になっているというけれども、研究成果を最大限発揮するというのも目標になっているのですけれどもね。そのようにすればいいのに、何か効率化が書いてあるからけしからんと、何か理屈にならないような理屈を述べていましたが、もう一回やるときに、要するに事務局としてはこの独法制度、制度面、運用面こういうことを考えると、なおかつ、どこがどういうふうに具合が悪いのかというのをもう少し具体的に聞かないとなかなか理解できないですね。別法人にしてくれという。事務的な進め方としては、そう思います。

○事務局 ありがとうございます。

そういうこともありまして、次は私どもも新独法制度こういうふうに考えているというのを示した上で何が足りないのというのをやっていくつもりで、そのプロセスとして今日改革の方向性と運用改善の方向性と、それから単純な誤解を解くという話、3点ちょっと試案を御用意させてもらったものです。

資料2-3、これは対応の総論ですけれども、1ページはこういう要望が出ていますと、繰り返しになりますが、運用についての要望には若干の誤解もありますし改善すべき点も入っています。

2ページ目が例の別法化などについての各省の対応です。御覧のとおりであります。こういったことを踏まえまして、制度でどう対応するのかと、運用でどういう方向で改善していくかというところの今の検討状況の御説明をさせていただきます。

制度面では、まず独法全体を対象にした枠組みとして、3～5ページと、これは行革推進の中間整理の線で検討しているものでございますが、まず目標と評価、これは100独法全員を対象にした制度なのですが、目標評価、目標管理というのをよりワークさせるということでありまして、主務大臣が責任持って評価し、その結果を次の資源の配分に回し次の目標を立てる。その目標はしっかり評価できるような具体性を持っている必要があるということでございます。

組織のガバナンスにつきましても、主務大臣が責任を持って見るということの一環でございますが、任せたら任せっきりというわけではなくて、評価を踏まえた対応をとれるようにするということです。

それから、法人の内部のガバナンス、監事機能の強化ですとか、役員の責任等に関する規定を設けていこうと。これは、一律から多様性を認めていくのと裏腹の関係にあり、その分法人がしっかりガバナンスするような規定を設けていかなければいけないなということでもあります。非があれば主務大臣も適切な措置がとれるようにするということで、法人内外のガバナンスを強化する。これは運用改善と裏腹だと思えます。

3ページ目ですが、財政規律の透明性ですとか評価を次の資源配分に反映させるというところをもっと明確に肉付けていかななくてははいけない。

それから、運用において事由度、柔軟性を増すということと、妥当性の検証と透明性とい

うのは、不即不離の話なので、これも手当てしていく必要がありますということです。この辺のことは中間整理も同じ考え方でございます。

6 ページ目、新たな独法制度の中での開発の扱いでございますが、まず、第一目的は成果の最大化だということを明確化するということです。

国家戦略を実施する機関であるというネーミングを設けましょうと。主務大臣が臨機応変の指示を行い得るようにするという。この主務大臣の臨機応変の指示というのは、先ほど聞いていただいた、行政が、国大に対して指示という言葉すら使えないというのとベクトルの違う話だと思います。

評価について、開発側は専門的で国際水準を踏まえた評価を専門家がやってくれよとおっしゃっています。それについては、総合科学技術会議の司令塔機能を強化し、そこで国際基準の指針をつくって、成果、サブの評価をしつつ、各府省にも外国人も任用できる審議会を置くということで対応しようと考えています。

競争力の高い人材の確保でございますが、これも特性に応じて、可能としていくということでございます。

以上は、通則法改正で対応していくレベルの話ですが、法の下での運用をどう改めていくかが重要であります。運用面の課題についても、柔軟化・弾力化の方向で、また、一方で、透明性・妥当性というのをどう担保していくかというのをあわせながらの検討でございますが、こういったことで、文科省、経産省等々おっしゃる要望については全て前向きに捉えていく。ただ、全くの野放図というわけにはいきませんので、妥当性・透明性をあわせ講じながらの検討になるかなと思っております。

資料2-5、これも誤解を解いていくという意味も込めまして、企画している段階のものでありまして、別法化を主張する方々は、独法制度は効率化だけだと、一律カットだけしかやらないというようなことをおっしゃっていますけれども、いやいやそんなことはないですよ、さらにより良くしていこうという検討をまさにここでやっておるところですということを、やはり広く訴えていくような資料も必要だろうと思ひまして企画しているものでございます。

運営費交付金も伸ばしているものもございまして、人件費についてはカットをかけられない法人がむしろ半分でございます。

それから、研究職員の人材の流動化ということで、国際的な人材獲得競争するような法人は任期付きで年俸制をやっていたらいいと思ひますが、それは現行制度でそういうことをやっていますし、こういうことをさらにプッシュしていけばいいと思っております。

随契については、随契が必要で合理的であるという場合は、より広く認めていくということでもあります。これは研究開発法人だからというわけではなくて、独法制度全体の中で、調達する機器、機材の特性に応じて合理的な場合は随契ができるようにしていくべきであると思ひます。

こういった制度と運用の改正の方向性を持って検討しているところでございまして、

御議論いただければと思います。

○座長 いかがですか。今のことも制度面、運用面も含めていかがでしょうか。

今まで議論されたようなことは、ここに取り入れていただいていると思うのですが、これどうですか、先ほどの国大法人からの、国大法人は国の政策で国大が教育をしているということなのですが、先ほどのお話を聞いても、やはり国が直接国大法人にこの研究をしろというようなことは、聞いて見ますと、なかなか言えないような仕組みになっているのですかね。

そうすると、今回の研発法人は、少なくとも国がやれということをやっていただくという制度設計になっているわけですね。そういう意味では、確かに国大法人と相当色合いが違うというのですか、これ教育、研究と、今、憲法からきているということなのでしょうけれども、その色合いが相当強い。そうすると、研発法人というのは、これは国の政策そのものを実施すると、こういう考え方の整理の方が何となく、まだもっと聞いてみないと実はわからないところもあるわけですが、なじむような気がするので、ここで言うところとあれですか、A案B案C案となったらこれはC案になるのですかね。C案がなんとなく私個人的には合理的な気がするのですが、結論はまだ早いのかもわかりませんが。

あと、そのほかの法テラスですか、位置付けも含めて、確かに法テラスは行政の話ではない、司法の話だと言われてみると、確かに独法でこういうのは問題かなというのがあるのですね。国大も確かに国の機関ではあっても、本質的な問題が違うという意味で、確かに別の機関というのも理屈に立つのですが、今までの整理の中で、研発が独法の、本来の制度ですね、今まで運用でいろいろな問題があったという意味では認めてもいいとは思いますが。本来の意味で、研発法人が独法になじまないということとは何となく違うような気がするのですが、そこはどうですか。

どうぞ。

○委員 そのところですが、独立行政法人法通則法第2条というのがあって、この中に独立行政法人の定義をやっているわけですが「必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として」設立される法人と、こういう定義をしてあるので、基本的にはこれが嫌だと言っているのでしょうか、多分。これに縛られるのは研究開発の趣旨に合わないと言っているのが、多分一番根本的なところだと思うのですね。

だから、これが実はこういう通則法のベースで、個別法の形で例えばここで言っている設置法のようなところで、ある程度本来の目的が達せられるような形で一気に通貫に行くのであれば、多分それはそれでC案のような格好でできると思うのですが、このところの解釈の問題だと思うのですけれどもね。

○座長 でも、これ、目的を効率的かつ効果的だから、当たり前と言えれば当たり前なのですから。

○委員 当たり前なのだけれども、これで一律にだからばさっとやられるから嫌だと言っ

て。

○座長 これが一律の根拠になっていると。

○事務局 条文的には工夫ができるところは最大限やっついこうと思いますけれども、「効率的かつ効果的」というのは、効率が1位で効果的というのは付随、主従の関係にあるわけではございません。

○委員 そこを丁寧に書けばいいと。

○事務局 そう考えます。効率的な運営という理念を一切外すというのは、ちょっと私も許容しがたいところがありますので、バランスをどうとっていくかという問題であろうと思います。

○委員 当然ですよ。だから、それは当然の話で、そこをだからこういうふうにはばさつと書いてしまわないで、そこをもうちょっと構造的にうまく。

○事務局 ありがとうございます。いろいろ工夫したいと思います。

○座長 多分、そこを根拠に一律だとか効率を重視する余り、かえって研究開発が効果的の最大になっていないという御懸念があるので、そういうことをおっしゃっているということなのでしょうかね。

○委員 本来は効率的にやることと効果を発揮することと矛盾しないのだけれども、それがいかにもこう書くと矛盾するような感じで。要するに、他の業務執行型の法人というのは、むしろ効率化というのが最大命令ですよ。コスト運用にして、効果を当然、本来の業務が決まっています、要はそれにかかるコストをどれだけ削れるかと、こういう問題なのだけれども研究開発法人はここが決まってない、これを上げるために今のコストで、あるいはこれを減らせれば減らす、あるいは今のをやってこちらをどれだけ上げるかと、こういう判断の入る余地がどこかにあればいいという感じです。

○座長 確かに、効果がうまく出たというのは結果で言えるかもわからないけれども、これは公的にやったかどうかというのを評価すること自体が、確かに難しい側面も研究開発は特にあるのかもわからないので、そういうことをおっしゃっているのかはわかりませんね。

効果が出たのは何か成功したという証ですから、それは比較的長いか短いとは別として分かりやすいけれども、では、最も効率的にやったのかと言われると、それはちょっと説明も難しいというところがあるので、それをどう。とはいっても理念としては効率的にやっただけかといけないという側面も当然あるわけですね。

○委員 全然矛盾しないと思うのですけれどもね。研究開発だといっても、効率を求める、効果を求めることと全く。これを求めたら研究開発できないというふうには全く思いませんが。

○委員 だから、効率化というのが、業務執行型でいえば、コスト削減ということにいくわけですね。つまり、それにかかる費用が少なければ少ないほど効率化がなされたら、こういう評価になるわけで、研究開発法人の場合は、そこでコストを下げるということは必

ずしも効率化に結びつかない可能性があるということで、逆に言うと、結果成果が上がる、コストは同じで成果が2倍になる、あるいは成果が同じでコストが半分しかないという、このどちらを高く評価するかという問題は別に出てきてしまうのですね。非常に乱暴な言い方ですが、コストが同じで成果を2倍にした方が研究開発法人のアウトプットとしては、日本の将来を考えるとそちらの方が評価ができるという、こういう部分の区分けができればいいわけですね。

○座長 あと、効率の定義がちょっと曖昧で、予算削減と効率が同じ用語になっている。予算を削減しても非効率というのにはあり得るのですね。予算が増えても効率というのにはあり得るので、効率というの、どちらかというとなんか単価の話なのですね。同じことをやるにしても、成果を上げるにしても、効率的にやって下さいということなのですね。それは予算を削減するというのと、必ずしも予算を増やしてもいいから当然効率的にやってくださいと、成果を上げて下さいという話で、効率かつがイコール予算削減ということと直ちに結びついているようなイメージがあるので、余計にそこが神経質になってらっしゃるのかなと思うのですね。

だから、効率的という言葉が、定義をしっかりと、こういう意味なんだということですね、予算削減と違うんだと。予算削減とは予算の配分の話なのですね、どちらかという。何に配分するかと、これは政策に基づいて配分するのですが、配分された予算を効率的に使って下さいと、こういう話ですから、これは当たり前ですね。

○委員 あと、経営面でコスト削減するのも当然の話ですね。

○座長 当然の話ですね。

○事務局 インプットとアウトプットの比率を最高にすることも「効率性」のうちだと言えば、同じ概念になってきます。その中でインプットに固定性があるものはアウトプットの青天井性があるもの、おっしゃるとおりありますけれども、それもある種相対的なものかもしれませんし、その法人はどんなものと見てどう評価していくかで評価のアプローチ、運用に当たっての視点の問題のような気がします。

○座長 そうですね。ただ、どういう研究にどういうふうに配分するかは、これは政策の話でもあるわけですね。

○委員 矛盾しないと思いますね。

○座長 よろしいでしょうか。他に何かございますか。

それでは、ちょっとまた時間が遅くなって申し訳ございませんが、少しまどめに入りたいと思いますが、事務局から何か、討議が終わった段階で補足は何かないですか。

○事務局 特にないです。

○委員 ちょっと細かいのですが、独法の制度を改革しての対応の中で2点。

1つは研究開発に関する審議会、外国人の委員を含むという方向が出ているのですが、これを今回の制度改革が研究開発の国としての国際競争力向上に資するという狙いに行っているということであれば、逆にここで、我が国の研究開発に関するノウハウが国外

に流出する可能性ということは懸念されないのかどうかという点と、もう1つは、ここにはありませんけれども、中期目標、研究開発ということでその目標期間を少し延ばすというような話がありましたが、何回か出ているように、用意ドンで研究がスタートするわけではないので、これを7年にしたからといって全ての成果が7年目に出ているか出ていないかを評価するという種類のものではないので、なぜ7年にしなければいけないのかということですね。

5年ごとに評価して、その時点時点での成果の出たもの出ないもの、それから研究が例えばかなり長期に研究がかかったとしても、その5年目での中期の状況はどうなのかということの評価することは決して無駄ではないし、逆に言うと、そのぐらいの間隔で研究を評価していかないと国際競争なんていうものに生き残ることはできないと思うのですね。だから、逆にこれ延ばす意味が全然私には分からないということで、その2点ですね。ちょっと疑問に感じております。

○事務局 分かりました。

外国人を含む審議会というのは、外国人を必ず入れろというわけではなくて、必要であると思えば、例えば理研が国際的に何点だということを問いたければ選んだらいいわけで、「できる」規定でありますから、知財の保持とかという観点があれば外す、その部会には入れないとか幾らでも運用できるという話なのですね。

○委員 それは幾らでも運用できるということでもいいのだけれども、やはり先端的な研究に関しては、全体の評価はその対象によるのだと思うのですが、基礎的な研究であればあるほどやはり広く先端的な研究者をそういうところで評価に入れる。ただし、国策でやっている、いわば防衛だとかそういう類いの、そこに直結するとはいえ、今言っているいわゆるデュアルユースの議論もさんざんやられていますが、そういう部分で、多少懸念がある部分については当然制限できるということは前提だと思うのですね。

○座長 では、よろしいでしょうか。

○事務局 もう一つ、7年の話をすみません、引き続き。

○事務局 7年の話は、1回議論があったところなのですが、そのプロジェクトの最近の長さを考えると、7年だったら大体そのスタートからエンドまで入るプロジェクトも多いけれども、5年だと途中で切らなければいけない。だからちょっと5年だと短すぎるのではないかというような説明が法人側、府省側からあったように覚えております。

○座長 それが根拠になりますね。

○事務局 例え7年であっても、それはマックスであって、先ほども前半後半言っていましたけれども、そういう期中の切り方もございますから、いろいろ工夫してまいりたいと思います。

○委員 研究者の立場から言うと、7年の評価になれば、6年目まで何もしないということが十分にあり得るので。

○事務局 毎年法人として評価もありますし、もとよりプロジェクトについては期中、事

後とかプロジェクト単位の評価もごございます。

○座長 それは研究者だけではなくて、みんな計画を目標にいきますので、短くすれば短く、そういう論理でいきますし、長くなれば長い論理で可能性があるので、それが研究開発にとってもなじむかどうかという話だと思うのですね。それはもう一度お聞きしなければいけないかもわかりません。

本日の議事を踏まえまして、当ワーキンググループとしての現時点での意見集約案を述べさせていただきますと思います。

まず、国立大学法人ヒアリングのまとめですけれども、本日、国立大学法人からヒアリングをいたしまして、研究開発法人と国立大学法人には、使命とか研究開発の特質とか主務官庁との関係とか財務構造等において大きな違いがあることが確認されました。

国立大学法人は、学問研究の自由、大学の自治という憲法上の要請から行政当局の介入は極めて制限されるものであるがゆえに、主務大臣の政策の実施機関たる独法よりも、主務大臣による管理統制が緩和される必要があるということから、このために準用独法とされているのだということが分かったわけであります。

他方、研究開発法人、とりわけ別法化を必要とするような先端的な研究開発法人ですが、これは国の国家的研究プロジェクトを遂行するものであって、科学技術、イノベーションの司令塔や主務大臣の指導性の強化が要請されるということであります。

したがって、研究開発法人を国立大学法人と同じく準用独法と位置づけ直すこと、いわゆるここで言うB案は、論理的合理的ではないのではないかと。したがって、採用はしがたいというものと考えられます。

それから、独立行政法人制度改革の方向性のまとめであります。特に別法化論につきまして、研究開発法人の制度的取扱いについては、これはA案のことですが、これまでヒアリングにおいて、別法枠外の別法とする合理的な理由は今のところは見出されておられません。また、国立大学法人のような準用法人、B案ですね。これも必ずしも合理的ではないと考えられます。したがって、当ワーキングとしては、独法制度の枠内、これはC案で適切に対処していくということを基本と考えたいと思います。

研究開発法人の範囲論ですが、研究開発法人にも多種多様なものがあります。一律に論じられるわけではありませんということが確認されましたが、C案を基本としつつ、その中で研究開発法人の範囲についての考え方をさらに整理していく必要があるのではないかなど、今日は十分な議論ができませんでしたが、あるのではないかと思います。

それから、独法制度運用改善の方向性ですが、通則法改正の方向性については、6月の行革推進会議の中間的整理、これを具体化していくものでありますので、おおむね異論はないというふうに皆さんの意見がそうだったと思います。運用改善の方向性については、おおむねこういった方向でよろしいのかなど、そういうことから思います。

独法の中に、研究開発成果の最大化を目的とする国立研究開発法人という類型及びその特性に応じた特則を設けるとともに、運用の改善も進めていけば一部の先端的な研究開発

法人も独法の枠外に出なければならない必要性というのは事実上解消されるのではないかと思います。

一方で、運用において一律的な規制を排し、柔軟性、自主性、自由度を増すということは、個々の法人や主務大臣が自ら責任を持って適正な選択をして国民への説明責任を的確に果たしていかなければならないということでもありますので、また、その成果等について、事後の評価を受けるものであることは当然留意する必要があると思います。

こういった点も含めまして、引き続き事務局において、制度運用の改善方策について検討を深めてもらいたいと思います。

なお、このような制度運用改善によっても、世界最高水準を追求するためには独法制度の枠内では対処できないとの支障があるのであれば、これ二巡目にやりますけれども、11月からのヒアリングにおいて、独法制度では対処できないとする具体的な理由とか根拠を示していただいて、それを精査していきたいという必要があると思っております。

以上であります。

よろしいでしょうか。何か御意見、御異論がございましたら。よろしいですか。

本日の会合はこれで終了いたします。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして御対応いただきまして大変ありがとうございました。どうも、時間が長くて申し訳ございません。